平成２４年（フ）第２２１号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1998番地３
コーポエナジー201号
債務者　上村　文枝
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９号
茨城県つくば市松代１丁目11番地20　フロントシティつくば松代102号
債務者　荒川　修快
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３７３号
埼玉県東松山市六軒町10番地８　遠藤ハイツ102
債務者　丸山　博一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２８号
千葉県佐倉市中志津１丁目41番５号
債務者　安達　香織（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２７６号
千葉県八街市文違64番地12
債務者　鈴木　喜昭
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２７７号
千葉県八街市文違64番地12
債務者　鈴木　絹子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２８３号
千葉県八街市八街ろ148番地172
債務者　土屋　善子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９１号
千葉県成田市美郷台１丁目２番地３　ホワイトコスモ103
債務者　増田　　仁
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９３号
千葉県八街市八街ほ679番地15
債務者　早川　弘美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９４号
千葉県佐倉市白銀２丁目13番地１
債務者　堀江　　寿
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３００号
千葉県八街市八街ほ35番地21
債務者　遠藤　勝範
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３０４号
千葉県成田市加良部５丁目４番地　３棟201号
債務者　橡木智代美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３０９号
千葉県白井市冨士96番地の１　フジハイム202号
債務者　中野　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１０号
千葉県白井市冨士96番地の１　フジハイム202号
債務者　中野めぐみ
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１１号
千葉県白井市冨士96番地の１　フジハイム202号
債務者　中野奈津紀
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１５号
千葉県四街道市下志津新田2542番地13　メゾンＳ102
債務者　日下　泰輔
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１８号
千葉県佐倉市白銀１丁目10番地10
債務者　永山　牧生
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８５号
金沢市小坂町東119番地　メゾンエクセル102号室
債務者　酒本　正広
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
金沢地方裁判所